

2015年5月22日

各 位

会 社 名 みらかホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 鈴木 博正
コ ー ド 番 号 4 5 4 4 東証第1部
問 合 せ 先 IR広報グループ
電 話 番 号 03-5909-3337

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、当社の中期計画の達成に対する意欲を高め、かつ本年3月31日をもって終了した第4次中期計画第1年目にかかる当社グループの業績への貢献に報いるために、2014年5月2日に導入を決定した業績連動型ストックオプション制度に基づき、会社法第236条、第238条および第239条の定めに従い、当社子会社の取締役、従業員に対して、下記の要領にて、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、2015年6月24日開催予定の当社第65回定時株主総会に付議することを、2015年5月22日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の中期計画の達成に対する意欲を高め、かつ成果に報いるために、当社子会社の取締役、従業員のうち、当社の取締役会等が認めた者に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する。

2. スtockオプションとしての新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当て対象者

当社子会社の取締役、従業員のうち、当社の取締役会等が認めた者。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、前記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記（3）に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の前 30 営業日の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が新株予約権割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値をもって行使価額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資および第三者割当増資ならびに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

2017 年 8 月 1 日から 2021 年 7 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時に、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職・辞任を含む。）がある場合は、新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権 1 個を最低行使単位とする。）。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以 上